瀬市」に、「尾張旭市　岩倉市」を「岩倉市」に、「松原市　摂津市　三島郡」を「三島郡」に、「高砂市　川西市　川辺郡」を「川辺郡」に、「広島県のうち」を「岡山県のうち　御津郡のうち建部町　赤磐郡のうち瀬戸町　広島県のうち」に改める。

附　則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

総務大臣　増田　寛也
財務大臣　額賀福志郎
内閣総理大臣　福田　康夫

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十年三月二十六日
内閣総理大臣　福田　康夫

政令第六十六号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号中「第百一条第十号」を「第百一条第八号」に改める。

第十三条第五号を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　後期高齢者医療制度に関すること。

第四十一条第六号中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」に改める。

第百一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第百二条第一号中「並びに総務課」を削る。

第百四条中第十二号を第十四号とし、第三号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　社会福祉法人の認可及び監督に関すること（雇用均等・児童家庭局、老健局及び障害保健福祉部の所掌に属するものを除く。）。

四　社会福祉法人に関する総括に関すること。

第百十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第百十九条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「老人保健制度」を「後期高齢者医療制度」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三　後期高齢者医療広域連合の行う業務に関すること（医療課及び調査課の所掌に属するものを除く。）。

四　後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務に関すること。

第百十九条第五号を次のように改める。

五　後期高齢者医療制度に関する都道府県に対する助成に関すること。

第百十九条第六号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第百十八条第一項」に、「保険者の拠出金」を「後期高齢者支援金等」に改め、同条中第十号を第十三号とし、第九号を削り、第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七　医療保険制度の調整に関すること（調査課の所掌に属するものを除く。）。

八　社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（高齢者医療確保法第百三十九条第三項に規定する高齢者医療制度関係業務に関することに限る。）。

九　国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（高齢者医療確保法第百五十六条に規定する高齢者医療関係業務に関することに限る。）。

十　社会保険審査官及び社会保険審査会の庶務に関すること。

第百二十一条第二号を削り、同条第三号中「介護保険事業関係業務及び」を「高齢者医療関係業務及び介護保険事業関係業務並びに」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第百二十二条第一号中「老人保健制度」を「後期高齢者医療制度」に改め、同条第二号中「並びに老人保健法に規定する医療に要する費用、入院時食事療養費に係る療養についての費用、入院時生活療養費に係る療養についての費用、保険外併用療養費に係る療養についての費用及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護についての費用」を削り、同条第三号中「（老人保健法に規定する医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護に係るものを含む。）」を削り、同条第五号中「国民健康保険法」の下に「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を加える。

第百二十三条第一号中「老人保健制度」を「後期高齢者医療制度」に改め、同条第二号中「及び老人保健制度」を削る。

附則第四条を削り、附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条　保険局国民健康保険課は、第百二十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金に関する事務及び社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関する事務（同法附則第十七条に規定する退職者医療関係業務に関することに限る。）をつかさどる。

附　則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　舛添　要一
内閣総理大臣　福田　康夫

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十年三月二十六日
内閣総理大臣　福田　康夫

政令第六十七号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働組合法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第十一号」に改める。

一　労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十三条第一項

二　特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）第十四条第一項

三　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第四十三条第二号

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一ロの表第四号区分の項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　平成二十年四月一日以後適用されている一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成二十年四月以後の一般職給与法」という。）の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

別表第一ロの表第五号区分の項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　平成二十年四月以後の一般職給与法の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

別表第一ロの表第七号区分の項第一二号の次に次の一号を加える。

一二の二　平成二十年四月以後の一般職給与法の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの

（特許法施行令の一部改正）

第三条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。